

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 24 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 24 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 25 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 24 年度 橋本市一般会計補正予算（第 10 号）

平成 24 年度橋本市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 138,950 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,551,857 千円とする。
- 2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		236,001	1,472	237,473
	1 地方揮発油譲与税	70,000	625	70,625
	2 自動車重量譲与税	166,000	847	166,847
3 利子割交付金		30,000	7,168	37,168
	1 利子割交付金	30,000	7,168	37,168
4 配当割交付金		30,000	△1,800	28,200
	1 配当割交付金	30,000	△1,800	28,200
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000	△1,828	5,172
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000	△1,828	5,172
6 地方消費税交付金		500,000	△11,857	488,143
	1 地方消費税交付金	500,000	△11,857	488,143
7 ゴルフ場利用税交付金		24,000	4,510	28,510
	1 ゴルフ場利用税交付金	24,000	4,510	28,510
8 自動車取得税交付金		55,000	17,591	72,591
	1 自動車取得税交付金	55,000	17,591	72,591
10 地方交付税		7,684,357	60,534	7,744,891
	1 地方交付税	7,684,357	60,534	7,744,891
11 交通安全対策特別交付金		8,800	△53	8,747
	1 交通安全対策特別交付金	8,800	△53	8,747
12 分担金及び負担金		376,089	△5,070	371,019
	1 分担金	53,560	△5,070	48,490
16 財産収入		869,385	138,126	1,007,511
	2 財産売払収入	851,013	138,126	989,139
18 繰入金		2,282,432	△75,243	2,207,189
	2 基金繰入金	2,211,063	△75,243	2,135,820
21 市債		5,933,586	5,400	5,938,986
	1 市債	5,933,586	5,400	5,938,986
歳入合計		31,412,907	138,950	31,551,857

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		1,693,283	138,126	1,831,409
	1 商工費	1,693,283	138,126	1,831,409
8 土木費		2,579,789	824	2,580,613
	5 住宅費	242,538	824	243,362
歳 出 合 計		31,412,907	138,950	31,551,857

第2表 繰越明許費補正

単位：千円

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	臭気調査委託	168
	3 上水道整備費	一般会計出資	105,000
10 教育費	2 小学校費	あやの台小学校建設事業	5,243
	6 保健体育費	運動公園多目的グラウンド電磁弁等移設工事	3,500
合 計			113,911

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 1,824,700	証券借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
緊急防災・減災事業	348,000			
公共事業等債	139,500			
学校教育施設等整備事業	294,400			
地域活性化事業	58,300			
一般補助施設整備等事業	14,100			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 1,826,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
339,000			
146,500			
302,500			
50,500			
19,200			